

1-2-2 管切断工及び挿口加工工

7. 鋳鉄管の管端面処理の施工に当たっては、以下の各号の規定によらなければならない。
- (1) JWWA K 139 (水道用ダクタイトル鋳鉄管合成樹脂塗料) の規定により防食塗装を施さなければならない。なお、呼び径75~200mmについては、管端面防食材を取り付けるものとする。ただし、管端面防食材の取り付け手間は、管切断工及び挿口加工工に含まれている。
 - (2) 管端面防食材の使用箇所は、~~NS形継手、GX形継手及びK形継手~~における切管端面とする。~~ただし、連絡箇所における既設管(耐震継手以外)の切断面は除く。~~
 - (3) 材料は受注者において調達し、使用に際しては、監督員の承諾を得なければならない。
また、購入伝票の写しを監督員に提出しなければならない。
 - (4) 工事旬報の工事図面の空欄に使用箇所、使用個数を記入しなければならない。
8. ダクタイトル鋳鉄管の切断に当たっては、切口周辺のモルタルライニングや内面粉体塗装を損傷しないよう十分注意しなければならない。
9. GX形、NS形(呼び径1000mm以下)、また、UF形継手及びS形(呼び径500mm~1600mm)の挿口加工は、現場で加工することができるものとする。なお、S形の挿口現場加工を行う場合、適用管種は1種管以上に限る。
10. GX形管の切管加工は、原則としてNS形と同様に挿口加工を行わなければならない。ただし、管連絡作業などにおいて、掘削内の既設管にGX形の挿口加工が必要な場合や施工時間に制約があり、施工時間の短縮が見込める場合においては、監督員の承諾を得て新管及び既設管へのP-LinkおよびG-Linkの使用を可能とする。

1-2-3 管・弁類の取扱い

1. 受注者は、管・弁類の積降ろしを、台棒等を使用した滑り降し及び巻降し又はクレーン等による2点吊りにより行わなければならない。
2. 受注者は、管・弁類の運搬にはクッション材を使用し、衝撃等による損傷を防止しなければならない。また、外面塗装を損傷しないよう適切な措置を講じなければならない。
3. 受注者は、管・弁類の保管に当たって、歯止めを行うなど安全に十分注意しなければならない。
なお、ライニングのはく離、クラック等が発生しないよう過剰な段積みをしてはならない。
4. 受注者は、弁類を保管するに当たり、台棒、角材等を敷いて水平に置き、直接地面に接しないようにしなければならない。また、吊上げる場合は、弁類に損傷を与えない位置に台付けを確実にしなければならない。
5. 受注者は、弁類を、直射日光やほこり等をさけるため屋内に保管しなければならない。やむを得ず屋外に保管する場合は、必ずシート類で覆い保護しなければならない。

1-2-4 既設埋設物との離隔

既設埋設物と交差又は平行する場合は、表1-2による規定の標準離隔を確保し、埋設しな

なければならない。なお、規定の離隔が確保できない場合は、当該埋設物管理者及び監督員と協議しなければならない。